

日時 平成29年5月17日(水) 定期総会終了後

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会 (植松会長)
- 2 議事
  - (1) 各部会長等の選任について
  - (2) 特定事業助成金等について
  - (3) 公募委員・新任委員研修会の実施について
  - (4) その他
- 3 防災対策部会からの進捗報告
- 4 自治会長部会からの進捗報告
- 5 市民安全部会からの進捗報告
- 6 自治会館の管理運営について
- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について
- 8 松浪コミカフェ管理運営について
- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告
- 10 各団体からの報告・共有
  - (1) 松浪地区社会福祉協議会
  - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
  - (3) 松浪地区老人クラブ連合会
  - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
  - (5) 松浪地区体育振興会

100分

- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 松浪学区子ども会連合会
- (15) 食生活改善推進団体
- (16) 環境指導員
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会
- (21) 松浪一丁目自治会
- (22) 松浪二丁目自治会
- (23) 富士見町自治会
- (24) LG 富士見町自治会
- (25) 常盤町自治会
- (26) 緑が浜自治会
- (27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

(31) 公募委員

20分

- 1 1 まちぢから協議会連絡会  
行政からの依頼事項等について  
別紙のとおり
- 1 2 スケジュールについて  
別紙のとおり (総会資料事業計画等資料を参照)
- 1 3 閉会

平成29年度 松浪地区まちぢから協議会部会長等の選任  
(松浪地区まちぢから協議会規約第23条、第24条関係)

役職名	氏名	議決区分	備考
市民安全部部会長	白石 壽明 (2年目)	運営委員会	
市民安全部副部会長	長谷川 清 (2年目)	部会	
防災対策部部会長	野津手 静郎 (1年目)	運営委員会	
防災対策部副部会長		部会	
自治会長部部会長		運営委員会	
松浪コミカフェ委員会委員長		運営委員会	
松浪コミカフェ委員会副委員長		運営委員会	

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく  
コミュニティの認定状況等について

1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定について

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づき、各地域のコミュニティからの認定の申請について、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会へ諮問し、同審議会からの答申に基づき、次のとおり9協議会を認定しました。

	コミュニティの名称	申請日	認定日
1	浜須賀地区まちのちから協議会	平成 28 年 5 月 16 日	平成 28 年 5 月 26 日
2	松林地区まちちから協議会	平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 7 月 27 日
3	小和田地区まちちから協議会	平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 7 月 27 日
4	湘南地区まちちから協議会	平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 7 月 27 日
5	海岸地区まちちから協議会	平成 28 年 10 月 24 日	平成 28 年 11 月 17 日
6	小出地区まちちから協議会	平成 28 年 10 月 24 日	平成 28 年 11 月 17 日
7	南湖地区まちちから協議会	平成 28 年 10 月 24 日	平成 28 年 11 月 17 日
8	鶴嶺東地区まちちから協議会	平成 28 年 10 月 24 日	平成 28 年 11 月 17 日
9	松浪地区まちちから協議会	平成 29 年 1 月 18 日	平成 29 年 3 月 1 日

2 認定コミュニティに対する特定事業助成金について

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第4条において、市長は、認定を受けたコミュニティに対し、地域における公益を増進するための活動に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとしています。

同条に基づき、茅ヶ崎市認定コミュニティ企画事業審査会での審査を経て、次のとおり助成金の交付を決定しました。

1	浜須賀	事業名	地域乳幼児サポート事業		
		申請額	120,000円	交付額	120,000円
		乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施する。(年に10回実施。1回当たり60分~90分間) 事業の主な目的や効果は、情報の共有や地域内の顔の見える関係の構築、地域の担い手の発掘などがあげられる。			
2	浜須賀	事業名	広報「浜須賀まちのちから」発行事業		
		申請額	136,600円	交付額	136,600円
		住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し、情報発信を行う。 事業の主な目的や効果は、組織の透明性や活動の民主性を高めるほか、担い手の発掘につなげることを期待している。			

3	松 林	事業名	子どもと親子の居場所「おむすび松林」事業		
		申請額	281,000円	交付額	233,000円
		<p>地区内の空き家を利用して、子どもと親子の居場所づくりをする（月に2回、11時から16時まで開催し、軽食を用意する）。居場所には地域のボランティアを募集し、ともに運営をする。軽食の食材等は、地区内の農家などに呼び掛け寄付を募る。</p> <p>事業の主な目的や効果は、子育てを支援（孤立感を取り除き、地域の居場所づくり）し、多世代交流、情報共有を行う。</p>			
4	松 林	事業名	中学生の学習支援と夕食支援事業		
		申請額	162,000円	交付額	114,000円
		<p>公民館を利用して、学習支援と夕食支援を行う。学習支援の対象者は、主に中学生。夕食支援は、子ども、若者と親子。どちらも、地域のボランティアを募集し、支援をお願いする。</p> <p>事業の主な目的や効果は、地域の大人と関わることで孤立を防止し、地域内の交流を深め、食を通し、貧困や食育にアプローチする。</p>			
5	湘 南	事業名	ホームページ作成事業		
		申請額	93,834円	交付額	93,834円
		<p>湘南地区まちぢから協議会のホームページを立ち上げ、協議会の運営状況等を地域の方にお知らせするとともに、地区内で行われているさまざまなイベントや団体情報を掲載し、地区全体で情報共有を図り、地区全体で地域を支えていくための体制づくりを行う。</p> <p>事業の主な目的や効果は、自治会未加入世帯の方にも情報提供を行うことができ、また、協議会の情報を開示し、誰でも参加できる開かれた組織の運用を行う。</p>			
6	浜須賀	事業名	広報「浜須賀まちのちから」発行事業		
		申請額	93,852円	交付額	93,852円
		<p>地域の情報をより多くの住民に発信するため、既に事業認定を受けている広報「浜須賀まちのちから」発行事業における情報発信の手法を、一部、回覧から全戸配布へ変更するもの。</p>			
7	湘 南	事業名	地区パトロール事業		
		申請額	168,890円	交付額	168,890円
		<p>暮らしやすい、安全安心なまちにするため、分野の枠にとらわれない地区全体のパトロールを行う。もともと行われていた「子ども110番の家」事業を発展させた形で、ステッカーの貼付、交通危険箇所、暗がり等を地図に落とし込み、課題解決に向けた材料とするとともに、当該協議会の周知を図る。</p>			

平成29年5月15日

松浪地区まちぢから協議会  
委員 各位

松浪地区まちぢから協議会  
会長 植松 伸廣

平成29年度公募委員・新任委員研修会の開催について（通知）

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成29年5月24日（水）午前9時30分より
- 2 場 所 松浪コミュニティセンター
- 3 内 容 (1) まちぢから協議会について  
(2) 特定事業助成金について  
(3) その他

問合わせ 松浪地区まちぢから協議会 茅ヶ崎市総務部市民自治推進課地域自治担当 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話 0467-82-1111（代） FAX 0467-87-8118
---

「行政からの依頼事項」

No.	課名	依頼事項	広報紙掲載	備考	説明	
依頼事項(定例)	1	秘書広報課	市政情報紙の配布について(依頼)	有( / 号) 無	・5/15号広報紙と同時配布依頼。	課長
依頼説明事項(新規事業等)	1	消防総務課	消防署小和田出張所の移転及び運用開始について	有(4/15号) 無	・4月24日から移転して運用を開始した小和田出張所について報告。	課長
	2	環境事業センター	一般廃棄物処理手数料の改定について	有( / 号) 無	・10月1日から改定する一般廃棄物処理手数料について説明。	所長
	3	企画経営課	第4次実施計画策定に係る地区別懇談会について	有(7/1号) 無	・第4次実施計画策定に向け地区別説明会の実施についてお知らせ及び7/1広報紙と同時回覧を依頼。	課長
	4	高齢福祉介護課	茅ヶ崎市高齢者のガイドの発行について	有( / 号) 無	・隔年で発行する高齢者のガイドについてお知らせ。	課長
	5	高齢福祉介護課 障害福祉課 防災対策課	避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定及び避難行動要支援者名簿運用説明会の開催について	有( / 号) 無	・避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定について報告。また、避難行動要支援者名簿運用説明会の開催についてお知らせ。	課長
	6	都市政策課、防災対策課、予防課	平成29年度感震ブレーカー設置費補助金制度について	有( / 号) 無	・感震ブレーカー設置費補助金について説明。	課長

事務担当 市民自治推進課地域自治担当  
電話 82-1111 内線2411



## 平成29年10月1日から一般廃棄物処理手数料を改定します

(飼育動物死体処理手数料・事業系一般廃棄物処理手数料・家庭系一般廃棄物処理手数料)

平成29年4月1日に、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例」が公布されました。今回の改正は、一般廃棄物に関する処理手数料のうち、飼育動物死体処理手数料、環境事業センターに直接搬入される事業系及び家庭系一般廃棄物処理手数料を改定し、平成29年10月1日から施行します。

今回の手数料改定は、各手数料について、処理に係る経費を踏まえ排出者である受益者が負担すべき適正な料金を精査するとともに、近隣市等との格差を考慮し、行うものです。市民及び事業者の皆様には、今回の手数料改定にご理解いただくとともに、今後とも本市のごみ減量・リサイクルの推進にご協力くださいますようお願いいたします。

### 飼育動物死体処理手数料

現 行	改 定 後(平成29年10月1日~)
(収集) <u>3,080 円</u>	(収集) <u>7,020 円</u>
(持込) <u>1,540 円</u>	(持込) <u>4,750 円</u>

### 事業系一般廃棄物処理手数料

現 行	改 定 後(平成29年10月1日~)
10 kgにつき <u>200 円</u>	10 kgにつき <u>240 円</u>

### 家庭系一般廃棄物処理手数料

現 行	改 定 後(平成29年10月1日~)
100 kg未満 <u>500 円</u>	100 kg未満 <u>600 円</u>
100 kg <u>1,000 円</u>	100 kg <u>1,200 円</u>
100 kg以上	100 kg以上
10 kg増すごとに <u>100 円</u> 加算	10 kg増すごとに <u>120 円</u> 加算

## 消防署小和田出張所の移転及び運用開始について

茅ヶ崎市消防署小和田出張所は、昭和40年に建設された施設で老朽化も著しくなったことや前面道路が4m前後の住宅街に配置されており、大きな震災時に消防車両等の出動経路が閉塞される恐れがあるため、公共施設整備・再編計画に基づき、平成28年度から平成29年度にかけて再整備を実施いたしました。場所については、現在よりも接道状況がよい場所に移転させ、災害時における迅速かつ確かな消防活動を行うことのできる拠点として、平成29年4月24日から新たな施設で運用を開始し、5月9日に開所式を実施いたしました。

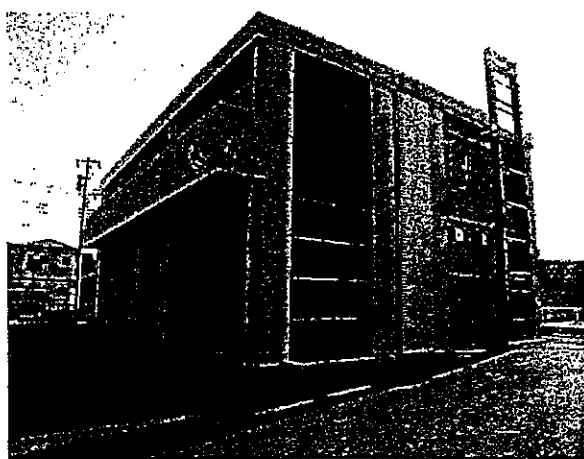
本施設は、消防力のさらなる充実強化を図るための新たな機能として、消防隊員が普段より消防・救急・救助活動を一層確実にできるよう訓練できる施設を設けておりますが、市民の皆様にも移動式ホース格納箱等を利用した放水訓練を実施していただくことができる施設となっています。また、屋上には津波一時退避スペースを設け、市民の安全・安心の強化も図ったところです。

今後市民の皆様にも当該訓練施設を御利用いただくことで、地域の消防力を継続的に高め、大規模災害への備えもより向上させていきたいと考えております。

### 施設の主な概要

- (1) 構造階数：鉄筋コンクリート造（RC造） 地上2階建
- (2) 訓練施設：放水訓練壁・訓練用消火栓・登はん訓練壁
- (3) 配置車両：3台（16m屈折梯子消防自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車）
- (4) 災害用設備：耐震性防火水槽（100t）の設置、津波一時退避スペースの設置

※津波警報発表時は、近隣住民のみなさんが屋外階段で屋上へ一時退避ができるよう避難スペース（約130㎡）を確保しています。



建物北側にある訓練設備



屋上にある津波一時退避スペース

# 総合計画第4次実施計画策定に向けた 地区別懇談会(鶴嶺西地区)

現在、市では、本市が目指すまちづくりの方向性を示す「茅ヶ崎市総合計画基本構想」(計画期間10年：平成23～32年度)に定めた政策目標・施策目標を達成するため、第4次実施計画の策定作業を進めています。

第4次実施計画は、計画期間を平成30～32年度の3カ年としており、実施計画期間における財政推計に基づき、3年間で進める施策の方向と具体的な事業内容を示すものです。

市内各地にお住まいの皆さまに、実施を予定する事業の内容や優先度をお示しし、ご意見を伺い、今後の策定作業に反映していきたいと考えています。

お住まいの地区の懇談会に参加できない場合は、他の地区の懇談会にご参加いただけます(他の会場の日程については、裏面をご参照ください)。

## 7/30 (日) 9:30～12:30(予定)

### 鶴嶺公民館 講義室

#### 【当日プログラム】

1. 市長あいさつ
2. 第4次実施計画について
3. 意見交換
4. その他

＜市からの主な出席者＞

茅ヶ崎市長 企画部長 企画経営課長

申し込み不要

多くの皆さまの  
ご参加をお待ちし  
ております！



会場案内図を挿入

お問合わせ

茅ヶ崎市 企画部 企画経営課

〔電話〕82-1111 (代表)

〔FAX〕87-8118

〔メール〕kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等をご利用ください。

【地区別懇談会の日程】

日 時	場 所	会 場
7月30日(日) 9:30 ~ 12:30	鶴嶺公民館 (講義室)	鶴嶺西地区
7月30日(日) 14:30 ~ 17:30	福祉会館 (ホール)	茅ヶ崎南地区・海岸地区
8月5日(土) 9:30 ~ 12:30	小出地区コミュニティセンター (大会議室)	小出地区
8月19日(土) 9:30 ~ 12:30	小和田公民館 (講義室)	松浪地区・浜須賀地区
8月19日(土) 14:30 ~ 17:30	ハマミーナ (まなびプラザ体育室)	南湖地区・湘南地区
8月20日(日) 9:30 ~ 12:30	市役所 (本庁舎4階会議室)	茅ヶ崎地区・鶴嶺東地区
8月20日(日) 14:30 ~ 17:30	松林公民館 (講義室)	松林地区・小和田地区
8月26日(土) 9:30 ~ 12:30	香川公民館 (講義室)	湘北地区

地区別懇談会とは別に、分野ごとの懇談会も開催いたしますので、ぜひご参加ください。

【分野別懇談会の日程】

日 時	場 所	会 場
8月7日(月) 19:00 ~ 21:00	市役所 (本庁舎4階会議室3)	子育て、学校教育・社会教育、福祉、 生涯学習・文化、医療、地域保健、行政 経営
8月25日(金) 19:00 ~ 21:00	市役所 (本庁舎4階会議室3)	環境・資源、安全・安心、消防、都市、 土木、下水道、産業・雇用、行政経営

第 4 次実施計画策定に係る懇談会日程表(案)

日程	時間	地区	会場
7月29日(土)	9:30~12:30	(予備)	
7月30日(日)	9:30~12:30	鶴嶺西地区	鶴嶺公民館
	14:30~17:30	茅ヶ崎南地区・海岸地区	福祉会館
8月5日(土)	9:30~12:30	小出地区	小出地区コミュニティセンター
8月6日(日)	9:30~12:30	(予備)	
8月7日(月)	19:00~21:00	分野別懇談会	市役所
8月11日(金)	9:30~12:30	お 盆 期 間	
	14:30~17:30		
8月12日(土)	9:30~12:30		
	14:30~17:30		
8月13日(日)	9:30~12:30		
	14:30~17:30		
8月19日(土)	9:30~12:30	松浪地区・浜須賀地区	小和田公民館
	14:30~17:30	南湖地区・湘南地区	ハマミーナ
8月20日(日)	9:30~12:30	茅ヶ崎地区・鶴嶺東地区	市役所
	14:30~17:30	松林地区・小和田地区	松林公民館
8月25日(金)	19:00~21:00	分野別懇談会	市役所
8月26日(土)	9:30~12:30	湘北地区	香川公民館
8月27日(日)	9:30~12:30	(予備)	
	14:30~17:30	(予備)	

(案)

平成29年5月10日  
まちぢから協議会連絡会 資料4  
福祉部 高齢福祉介護課  
福祉部 障害福祉課  
市民安全部 防災対策課

平成29年5月 日

〇〇地区まちぢから協議会  
会長 〇〇 〇〇 様

茅ヶ崎市防災対策課長  
茅ヶ崎市障害福祉課長  
茅ヶ崎市高齢福祉介護課長

避難行動要支援者名簿運用説明会の開催について（お知らせ）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の福祉行政及び防災行政につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者に関する取り組みについては、地域の皆様の御意見をいただき、本年4月に茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）を策定いたしました。また8月からは、避難行動要支援者名簿を提供する予定となっております。

つきましては、避難行動要支援者支援計画（全体計画）の概要、避難行動要支援者名簿の取扱い及び今後の活用方法等について説明会を開催いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、まちぢから協議会の皆様のご出席をお願いいたします。

なお、本通知につきましては、各自治会長様宛にも本通知等を送付させていただきます。

1 日時

平成29年7月5日（水）午後の部①：〇時〇分～〇時〇分（昼）

午後の部②：〇時〇分～〇時〇分（夜）

平成29年7月6日（木）午前の部：〇時〇分～〇時〇分

午後の部：〇時〇分～〇時〇分

説明内容は各回とも同様です。いずれかの回へのご参加をお願いします。出欠は、別紙「出欠確認票」をFAXもしくは郵送で6月29日(木)までにご回答ください。

2 場所

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室2、3 ※両日とも同じ場所

3 対象

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者及びその他関係団体

事務担当：福祉部 障害福祉課・高齢福祉介護課

電話：82-1111

内線3211 障害福祉課

内線2122 高齢福祉介護課

(案)

出欠確認票

平成29年5月10日  
まちぢから協議会連絡会 資料4  
福祉部 高齢福祉介護課  
福祉部 障害福祉課  
市民安全部 防災対策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

FAX 0467(82)1435

茅ヶ崎市高齢福祉介護課 行

自治会名 \_\_\_\_\_

意見交換会の開催について (回答)

(1) 7月5日(水) 午後の部①

氏名

(2) 7月5日(水) 午後の部②

氏名

(3) 7月6日(木) 午前の部①

氏名

(4) 7月6日(木) 午後の部②

氏名

平成29年6月29日(木)までにご提出くださいますようお願いいたします。

# 松浪地区 避難行動要支援者数について

※同意・不同意者・施設入所者を含む

平成29年5月12日現在

No.	字	人数
1	浜竹1丁目	112
2	浜竹2丁目	98
3	浜竹3丁目	110
4	浜竹4丁目	141
5	松浪1丁目	89
6	松浪2丁目	145
7	富士見町	115
8	常磐町	72
9	緑が浜	62
10	汐見台	26
11	出口町	107
12	ひばりが丘	95
13	美住町	163
	小計	1,335
	避難行動要支援者全体	12,675



## 平成29年度感震ブレーカー設置費補助金制度について

### 1. 平成28年度感震ブレーカー設置費補助金制度の検証について

#### (1) 補助金制度の概要

平成26年度及び27年度に実施した「防災まちぢから応援ツール」の検証により、超高齢社会や本市におけるクラスターの存在を踏まえ、地域が取るべき火災対策として必要な「出火対策」を支援するものであり、「地域力の向上」も図ることを目的としており、対象をまちぢから協議会（地区自治会連合会）単位とし、設置は地域（主に自主防災組織等が想定される）が実施することとした。

補助対象の感震ブレーカーについては、「簡易型」と「分電盤型」とし、認証された製品とする。

感震ブレーカーの設置にあたって、「簡易型」については自ら設置できない方へのフォローは地域が実施することとし、それでもなお設置できない場合及び「分電盤型」については、茅ヶ崎市防犯灯協力会が有償で実施することとした。

#### (2) 実績

##### ①平成28年度感震ブレーカー設置費補助金制度による設置世帯数

協議会名	自治会名	個数
海岸地区	東海岸南四丁目	100
	東海岸南五丁目	50
松浪地区	汐見台	20
	浜竹二丁目	20
	常盤町	1
鶴嶺東地区	ホームタウン茅ヶ崎	210
合 計		401

※設置は全て簡易型

##### ②平成29年3月31日末時点の普及率

$3,491 \text{ 世帯 (設置数)} \div 99,300 \text{ 世帯 (市内世帯数 H29.3.1 現在)} = 3.51\%$

↳ 防災資機材補助金、防災まちぢから応援ツール、内閣府モニター調査及び本補助金により設置（平成26年度より）。

##### ③神奈川県地域防災戦略における、感震ブレーカー等の設置率の目標値

平成36年度までに設置率 10%

#### (3) 平成28年度補助金制度の検証と対応

意見等	対応
①募集期間が1か月半しかなかったため、事前に検討していた自治会しか申請できなかった。	平成29年度の申請期間は、6月1日（木）から開始します。締切は設けませんが、3月31日までに設置を完了していただく必要があります。
②火災危険性（クラスター）、感震ブレーカーの必要性の周知が不足している。	準防火地域指定拡大地区の説明会や設置を検討している自治会にて説明会を実施。市民まなび講座（防災対策課で年間30回程度実施）において

	も周知。 5月13日(土)実施の全自治会長会議において、火災危険性の周知及び感震ブレーカーの必要性について説明。広報紙やホームページにおいても併せて周知を図ります。
③様々な分電盤のタイプがあり、初めて見る時はどうすればよいか分からない。	専門家を招いて設置説明会を開催。その後の設置について、大きな問題にはならなかった。また、まずは付属品が不要な製品から設置を進める自治会が多かった。
④まちぢから協議会が対象者であるため、補助金受取後に各自治会へ振り分けることが煩雑。	補助金の振込について、各自治会へ振込できるように調整しております。
⑤面的な普及が必要で、まちぢから協議会が対象ということは、あるべき姿として理解できる。	平成29年度も引き続き、まちぢから協議会を補助対象として面的普及を図りたい。

## 2. 平成29年度補助金制度について

### (1) 制度の概要

対象(変更なし)	まちぢから協議会(未設立の地区は、地区自治会連合会)
補助金額・補助率 (変更なし)	①簡易型 本体価格(税抜き)の2/3(上限3,000円) ②分電盤型 設置費用(税抜き)の2/3(上限50,000円)

### (2) スケジュール

平成29年度					平成30年度	
4月	5月		6・7月	8月	3月	4月
	● 5/10 まちぢから 定例会	● 5/13 全自治会長 会議	● 6/1 受付開始	補助制度の運用	● 完了報告期限	
H28 検証 →	まちぢから協議会・自治会への周知・支援 →					H29 検証 →

【防災対策課、消防本部予防課、都市政策課】



# 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

平成29年4月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		罪等(車上ねらみ盗むら犯荷物)		犯(車や部品を盗む)		置引き		器物損壊	
	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計	4月	累計
茅ヶ崎地区		2					1	9	4	16	55		4		2		7	5	17	
南湖地区		1			1						7									
海岸地区	1	2			1	2	5	2	2	1	10		3				1	1	3	
鶴嶺東地区		3			1	1			2	4	11		3							4
鶴嶺西地区	1	3			2		1		6		2		1	1	4	1	1			2
湘南地区	3	10					2			2	7		2							1
松林地区		3					1	3	5	1	8	3	5		3					4
湘北地区	2	9							1	6	12		1	1	5					7
小和田地区	1	6			3		2		1	5	7		1		1					2
松浪地区	1	5			1	1	3			3	6							1	1	2
浜須賀地区	1	4									2									8
小出地区		1									3		2		1	1	1			1
合計	10	49	0	0	1	9	4	23	8	28	130	3	22	2	16	2	11	7	51	



## 特殊詐欺情報

### 「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」に注意!!

全国の方々に

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」

と題するハガキが郵送されています。 **詐欺です**

このハガキは裁判所から送付されたものではありません。

絶対に、ハガキに記載されている電話番号には電話しないでください。

もし、この種のハガキが郵送され、不審な点がある場合には茅ヶ崎警察署にお尋ねください。

茅ヶ崎警察署  
0467-82-0110

#### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をお知らせ致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通送致させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の実施誠に済みましては当届にて受け届いておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上をもちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年5月9日

民事訴訟管理センター  
〒102-8688  
東京都千代田区九段南1-5-1  
消費者相談窓口 ☎3-3584-4079  
受付時間 9:00~20:00  
土曜日臨時受付11:00~15:00

# 29年振り込め発生一覽

4月19日現在

		発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎地区	1	3月6日	オレオレ	茅ヶ崎	61	女	
	2	3月13日	還付金	十間坂	75	女	
	3	3月16日	還付金	茅ヶ崎	73	女	
茅ヶ崎南地区	1	1月30日	オレオレ	中海岸	74	女	
南湖地区	1	3月8日	オレオレ	南湖	85	女	
海岸地区	1	4月7日	オレオレ	東海岸南	76	女	
鶴嶺東地区	1	1月23日	オレオレ	円蔵	76	女	
	2	3月16日	還付金	矢畑	72	女	
	3	3月23日	オレオレ	下町屋	87	女	
鶴嶺西地区	1	3月14日	オレオレ	萩園	85	女	
	2	3月23日	オレオレ	萩園	70	女	
	3	3月6日	架空請求	萩園	24	女	
湘南地区	1	1月12日	オレオレ	浜見平団地	82	男	
	2	2月2日	架空請求	松尾	77	女	
	3	3月7日	オレオレ	浜見平団地	84	男	未遂検挙
	4	2月20日	オレオレ	浜見平団地	79	女	
	5	2月22日	オレオレ	柳島	79	女	
	6	3月8日	オレオレ	柳島海岸	72	女	
	7	3月23日	オレオレ	浜見平団地	84	女	
	8	4月4日	オレオレ	浜見平団地	75	男	
	9	4月6日	オレオレ	浜見平団地	67	女	
	10	3月27日	オレオレ	中島	76	女	
松林地区	1	1月26日	オレオレ	赤羽根	82	女	
	2	3月8日	オレオレ	高田	80	女	
湘北地区	1	1月31日	オレオレ	鶴が台団地	72	女	未遂検挙
	2	1月26日	オレオレ	香川	80	男	
	3	2月17日	オレオレ	香川	80	男	
	4	3月8日	オレオレ	香川	78	女	
	5	3月16日	オレオレ	鶴が台団地	70	女	
	6	3月14日	オレオレ	香川	72	女	
	7	3月27日	オレオレ	香川	79	女	

小和田地区	1	2月6日	オレオレ	本宿町	77	女	
	2	3月7日	オレオレ	本宿町	79	女	
	3	3月16日	オレオレ	赤松町	68	女	
	4	3月15日	オレオレ	小和田	66	女	

松浪地区	1	1月23日	還付金	浜竹	82	女	
	2	1月24日	還付金	松浪	84	男	
	3	3月14日	オレオレ	富士見町	82	女	
	4	4月13日	オレオレ	ひばりが丘	67	女	

浜須賀地区	1	2月9日	オレオレ	菱沼	75	女	
	2	3月7日	還付金	松が丘	75	女	
	3	3月7日	還付金	松が丘	70	女	
	4	3月16日	オレオレ	菱沼	85	女	
	5	4月10日	オレオレ	松が丘	68	女	
	6	4月12日	オレオレ	菱沼	82	女	
	7	28.12.12	架空請求	旭が丘	77	女	

小出地区	1	3月15日	オレオレ	堤	72	女	
------	---	-------	------	---	----	---	--